

平成24年11月26日

厚生労働省 社会保障審議会 年金部会
厚生年金基金制度に関する専門委員会
委員長 神野 直彦 様

一般社団法人 信託協会
会長 北村 邦太郎

厚生年金基金制度の見直しについて

厚生年金基金制度につきましては、A I J 事件を契機に、その財政問題に関する社会的関心が高まっておりますが、現在も加入員・受給者あわせて700万人以上の老後生活を支える制度として、その存在意義は引続き重要なものとなっております。私ども信託協会は、各加盟会社の活動を通じて、厚生年金基金それぞれの実情を踏まえ、個々の厚生年金基金の運営がより安定したものとなるよう、引続き尽力していく所存です。

このたび、貴専門委員会におかれましては、厚生年金基金制度の今後の在り方につき幅広く論議をしていただくことになり、議論のたたき台として、厚生労働省より『厚生年金基金制度の見直しについて（試案）』が提示されました。

試案では、解散時に各事業所の債務を確定する施策や、解散時の積立不足に係る母体企業の資金調達を平準化する施策または母体企業への影響を緩和する施策が盛り込まれており、積立不足を加入事業所間で連帯保証することに起因した連鎖倒産の問題や、解散議決済みの厚生年金基金が財政状況の悪化により解散できない問題など、喫緊の課題に対する対応案が提示されたものと考えております。

一方で、試案には「代行制度は10年の移行期間をもって段階的に縮小し廃止する」、すなわち、最終的に、代行制度については厚生年金基金制度を強制的に廃止する方針も掲げられております。

現在、約半数の厚生年金基金は最低責任準備金を上回る資産を有しております。また、老後の所得保障を期待する数百万の加入員・受給者に応えるべく健全化に向けて努力を続けている基金や、従業員の年金を守るために懸命に努力している事業所も数多く存在しています。そうした状況下、厚生年金基金制度を強制的に廃止することで、これら加入員・受給者の権利が損なわれることは看過できない問題であると考えております。

今後の貴専門委員会の議論におかれては、「代行割れ問題」を将来にわたり発生させないという観点も重要ではあるものの、加入員・受給者の財産権等の観点（別紙ご参照）を考慮いただき、現行の厚生年金基金制度の運営をより持続可能性の高いものとする方策も含めて慎重にご議論いただくことを切に願っております。ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

- 厚生年金基金制度の強制廃止がなければ、これからも加入員・受給者の老後の所得保障の期待に応えられる基金は数多く存在します。そうした加入員・受給者の財産権を、決して損なうことがないように留意することが必要です。
- 現在の厚生年金基金の代行部分の財政基準は、厚生年金本体と基金の運用実績の差が利差損益として認識される仕組みとなっています。したがって、厚生年金基金が厚生年金本体のポートフォリオを意識した運用を実践することで、代行部分の利差損が発生するリスクは極小化することが可能です。
- 大半の厚生年金基金は、厚生労働省が定めた厚生年金基金の財政運営基準の一つである継続基準が求める積立水準をクリアしており、運用ポートフォリオの見直しや掛金増加、給付減額等により持続的な運営が可能な状況です。
- 現在の加入員・受給者の財産権を保護するためには、中小企業が実施し易い企業年金制度の器が必要です。しかしながら、中小企業の間で新たな制度が広く普及していくことは非常にハードルの高いものであり、むしろ現行の厚生年金基金制度の枠組みが、中小企業の加入員・受給者の財産権保護に引続き有効に機能するものと考えます。